

# 令和6年第4回美幌町議会定例会会議録

令和6年6月18日 開会

令和6年6月27日 閉会

令和6年6月18日 第1号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)  
日程第 3 行政報告  
日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認について  
[美幌町税条例の一部を改正する条例制定]  
日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認について  
[美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定]  
日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認について  
[令和5年度美幌町一般会計補正予算(第16号)]  
日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認について  
[令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)]  
日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認について  
[令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)]  
日程第 9 同意第 1号 美幌町教育委員会委員の任命について  
日程第10 同意第 2号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第11 議案第42号 動産の取得について  
(グラウンドケトル)  
日程第12 議案第43号 工事請負契約の締結について  
(第IV期埋立処分場造成工事)  
日程第13 議案第44号 工事請負契約の締結について  
(第IV期埋立処分場浸出水処理施設建設工事)  
日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結について  
(旭団地1号棟外壁等改修工事)  
日程第15 議案第46号 工事請負契約の締結について  
(スキー場照明LED交換修繕)  
日程第16 議案第47号 美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について  
日程第17 議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
日程第18 議案第49号 番号法施行条例の一部を改正する条例制定について  
日程第19 議案第50号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第20 議案第51号 美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定について  
日程第21 議案第52号 令和6年度美幌町一般会計補正予算(第1号)について

## ○出席議員

- |          |     |         |
|----------|-----|---------|
| 1番 木村利昭  | 副議長 | 2番 馬場博美 |
| 3番 横山清美  |     | 4番 高橋秀明 |
| 5番 宮崎奈津江 |     | 6番 上杉晃央 |

7番	稲垣淳一	8番	藤原公一
9番	伊藤伸司	10番	吉住博幸
11番	大江道男	12番	松浦和浩
13番	大原昇	議長	14番 戸澤義典

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司	教育委員会 教育会長	矢萩浩
農業委員会 会長	千葉正美	選挙管理委員会 委員長	早田眞二
監査委員	西村与志博		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明	総務部長	那須清二
町民生活部長	関弘法	福祉部長	斉藤浩司
経済部長	河端勲	建設部長	遠國求
病院事務長	但馬憲司	事務連絡室長	横山聖二
会計管理者	田中三智雄	総務課長	鶴田雅規
危機対策課長	多田敏明	政策推進課長 兼デジタル推進主幹	竹下護
財務課長	吉田善一	町民活動課長	佐久間大樹
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 斉	税務課長	松尾まゆみ
社会福祉課長	水上修一	児童支援主幹	大内直樹
保健福祉課長	立花良行	農林政策課長 農業委員会事務局長	以頭隆志
森林農地整備主幹	橋本勝	農業振興主幹	午来博
商工観光課長	沖崎寿和	建設課長	森口尚博
建築主幹	廣田吉輝	環境管理課長	影山俊幸
環境衛生主幹	宮田英和	上下水道課長	石山隆信
病院総務課長	伊藤寿	地域医療連携課長	高山吉春
事務連絡室次長	藤田静思	教育部長	遠藤明
学校教育課長	中尾亘	学校給食課長	片平英樹
社会教育課長	浅野謙司	スポーツ振興課長	弓山俊
監査委員事務局長	小室保男	監査委員事務局長次長	小室秀隆

○議会事務局出席者

事務局長	小室保男	次長	小室秀隆
議事係長	高田秀昭	庶務係長	村田剛

准 未 子 金 係 務 庶

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第4回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番吉住博幸さん、11番大江道男さんを指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る6月10日及び17日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央）〔登壇〕 令和6年第4回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る6月10日及び6月17日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、専決処分の承認5件、人事案件2件、議案11件、意見書案7件、報告事項6件ほかであります。

本日6月18日、1日目は、まず初めに、副町長から行政報告を受けます。

その後、議案審議へと入り、承認第3号専決処分の承認についてから議案第52号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてまでの審議を行います。

2日目、6月19日、3日目、6月20日及び4日目、6月21日は、議決休会と

なります。

5日目、6月22日、土曜日及び6日目、6月23日、日曜日は、休日休会となります。

7日目、6月24日及び8日目、6月25日は、議決休会となります。

9日目、6月26日は、一般質問に入り、通告順に藤原公一さん、松浦和浩さん、馬場博美さん、大原昇さん、宮崎奈津江さんの5名を予定しています。

10日目、6月27日は、前日に引き続き一般質問を行い、通告順に木村利昭さん、横山清美さん、大江道男さん、稲垣淳一さんの4名を予定しています。

その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、意見書の提出を求める陳情を7件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会及び北海道町村議会議長会からのゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出の要請、全日本年金者組合からの物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書提出の陳情、美幌町農民同盟からの厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書提出の陳情、美幌地区連合会からの2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出を求める陳情、地方財政の充実・強化に関する意見書提出を求める陳情、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出を求める陳情、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出の陳情について意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することにいたします。

以上のとおり、審議を進めることとし、会期を本日6月18日から6月27日までの10日間とします。

審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典）　これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇）　今回、議運委員長、あと議会運営委員会の日程の取り計らいに、異議を唱えるわけではありません。

ただ、一般質問の取扱い。これが、今までの先例にもない、まして、特例的な日程の取り方。

最初、3日間で終わる予定が、町長の体調が悪いということで、それは分かりました。ですが、この後に一般質問が控えている、年間スケジュールの中に組まれている本会議の日程によって、私は自分のスケジュールを決めてきて、いろいろな会議だとか、自分の出るところだとかを決めてきておりました。

今回、この特例的なことによって、26日から一般質問を始めるということでありました。

私は、今日から始まって3日間で終わるつもりでおりましたから、ひと月前からホテルを予約し、会議に出ることを決めていました。しかもこれは、私の都合によってずらしてもらった日にちであります。どうしても抜けるわけにいかない。となると、一般質問ができない。年4回の権限です。それができないのです。

言い方は悪いですがけれども、行政側の都合によって、日程が変わったわけでありま

す。それであれば、議会側としての都合によっても。

多分、今回のようなことは、これからはないと思うのです。今までもないですから。

私のようなことがあれば、一般質問ができなくなるのであれば、その人たちの分は後ろに回すだとか、出られない日をずらして一般質問ができるような特例というものは、これから先できないでしょうか。

まず、そのことを議会運営委員会の中でお話しされたのか。

先例集には、いなければ一般質問はできないという先例があります。でも、これは通常の会議の中での話だと、私は捉えているのですよ。今回は特例なのです。

私は、30年近くやっていますけれども、今まで1回もこのようなことはありません。ですから、多分、ほかの町などを見ても、このようなことはないと思うのですよ。

本来は、町長、副町長が議長、副議長に議会の申入れをして、その後に、議長が議運の委員長に、このような申し入れが来たからやってくれと、議会をどうするかと、そこまではいいのですよ。そのとおりずっと進んできています。

ただ、このような特例で変えるときには、それぞれ皆さん、議員の方は、日程があると思うのです。東京に行く方もいたでしょう。

昨日、2回目の議運を開いたのですかね。1時間なら1時間、2時間なら2時間の間に、議員個人のスケジュールを聞いて、それを基に調整することはできなかったのか。

なぜ、行政側だけに主体を置いて。本来は、議員の議会だと思っているのです。まして、一般質問のときは、そのことをこれから。

今回のことは、私はもう何も言いません。これから先のことです。

もし、このようなことがあれば、先例集にとらわれず、これは特例として、議会にもそのようなものを認めるということを議会運営委員会委員長、議会運営委員会の皆さん、そして議長、副議長、これから先どう思うのか。

そのことだけお答えください。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。  
○6番（上杉晃央） 大原さんが言うことについては、議運の中でも特例的な形として、会期を長くせざるを得ないということで、変更することによって、既に大原さん以外の議員についても、他の用務で日程が入っていたということは、事務局を通じて個別には把握をしておりました。

しかし、大原さんのお話にもありましたように、一般質問は、いわゆる通告順において行うということで、その日程を変更したりすることが可能かどうか、私も夕べ、ネットで検索してみました。

そのような問いに対しては、可能だとかということがやはり出てきていなくて、標準的な議会の質問の順番は、通告順によるということでした。

確かに、今回そのような意見も中にはありましたけれど、やはり、先例集にのっとって運営をせざるを得ないという判断を議運全体としていたしました。

なお、今回のこととは別に、ネット上で出てこないということはイレギュラーというか、このような事例によって会期が長くなって、一般質問が変更になるという例は、全国的にもあまり、検索の結果では出てまいりませんでした。

ただ、今後、似たようなことが再度出てきた場合の対応としては、議運の中で一応、再度検討してみて、そのようなことが可能なのどうかを含めて、いろいろ検討をしていきたいなど。

年4回しかできない一般質問は、重要な議員の政策論議をする場でありますので、そのようなことが結果として、質問を用意

されていた議員の皆さんに御迷惑をかけるようなこと、議員の活動する場が失われるようなことになったことは、町長の健康上の問題ということでありましても、本当に申し訳なく思います。

しかし、大変重要な案件ですので、慎重を期して、議運の中で一度、しっかり議論をさせていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。  
○13番（大原 昇） 今、議運の委員長が、しっかりとこれから話をするということでありますので、私はそれを信じて、まず、先例集ということにとらわれないでいただきたい。

この先例集というのは、通常の議会のことでもありますから、このような特例の中の特例ということ、やはり頭に入れてお話をさせていただきたい。

極端なことを言います。これは、議運の委員長にはではないです。

副町長、町長。多分、町長はネットで見ていると思いますから、はっきりと言います。私の考えです。まして、私が町長の思いであれば、町長という立場になった思いで言います。

私は、自分が選んだ部長、課長、副町長、その人に全権委任をする。町長は、そのぐらいの気構えを持って、信頼を持っていただきたい。そして、職員にとっては、やりがいのある仕事だと思うのですよ。

今回、一般質問は多分、難しいかもしれない。ぱっと見た限り、木村さんの一般質問は、本当に町長の気持ちを聞こうとしている。でも、それを副町長に全権委任して答弁してくれと。その後は、私が全部責任をとるという気構えを持てば、できるのですよ。

私の思いがあれば、私はですよ。町長が今、見てくれていれはうれしいのですけれども、そのぐらいの気構えを持っていただきたい。そうであれば、このような特例的な議事日程も、延びることもない。みんな

に迷惑かけることもない。私はそう思っています。

ぜひとも、これから町長が出てくるときに言ってください。もっと職員を信頼なさいと。自分一人で全部片づけようとするなど伝えていただきたい。

議運の委員長には、大変申し訳ないです。関係ないことまでおしゃべりしましたけれども、これが議事日程に関わることで私は思っておりますので、ぜひとも、そのようなことをしっかりと伝えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、本定例会の会期を本日から6月27日までの10日間とし、6月19日、20日、21日、24日及び25日の5日間を休会とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、会期を本日から6月27日までの10日間とし、6月19日、20日、21日、24日及び25日の5日間を休会とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、平野町長、新型コロナウイルス感染症による体調不良のため本日、選挙管理委員会早田委員長、所用のため、本日の午後及び明日以降、農業委員会千葉会長、所用のため、明日以降欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 行政報告

○議長（戸澤義典） 日程第3 行政報告について。

副町長から行政報告があります。

副町長。

○副町長（高崎利明）〔登壇〕 おはようございます。

本日、平野町長、新型コロナウイルス感染症による体調不良により本会議欠席のため、私から行政報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日、ここに令和6年第4回美幌町議定会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、職員の人事異動の発令についてであります。

去る4月1日、職員の人事異動の発令を行いました。

今回の異動につきましては、職員の行政能力の向上を図るため、文部科学省及び北海道庁へそれぞれ職員1名を派遣したほ

か、脱炭素対策及び廃棄物処理施設整備事業等の推進を図るため、環境管理課に主幹職を配置、子育て支援の充実を図るため、社会福祉課子育て支援センターグループに主査職1名を増員、1市5町の廃棄物処理広域化の事務処理に伴う斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会への職員派遣のため、環境管理課環境衛生グループに主査職1名を配置しました。

また、各部局の政策立案をサポートする体制を整えるため、政策課の課名を政策推進課に、森林政策部門の重点化を図るため、耕地林務主幹及び耕地林務グループの名称を森林農地整備主幹及び森林農地整備グループに変更しました。

さらに、退職者の補充、長期在任者の配置替え、北海道との職員交流に伴う職員の配置、新規採用職員の発令を行った結果、全体で72名の人事異動となったところがあります。

次に、御提案いたします議案等について、御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法の一部改正に伴い、令和6年度の町税課税を行うため急を要したこと、美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の介護報酬基準改定に伴い、令和6年度のサービス利用者からの手数料徴収のため急を要したこと、令和5年度美幌町一般会計補正予算（第16号）については、繰越明許費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと、令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと、令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと、以上の理由により、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第1号美幌町教育委員会委員の任命については、東海政博氏が、本年8月31日をもって任期満了となることから、引き続き東海政博氏を任命いたしたく、ご同意を賜りたいのであります。

同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については、伊藤健一氏が、本年6月27日をもって任期満了となることから、引き続き伊藤健一氏を、原智晴氏から辞任の申し出があったことから、新たに城裕幸氏を選任いたしたく、ご同意を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第42号グランドケトルについては、入札結果に基づき取得することについて議決をいただきたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第43号第IV期埋立処分場造成工事、議案第44号第IV期埋立処分場浸出水処理施設建設工事、議案第45号旭団地1号棟外壁等改修工事、議案第46号スキー場照明LED交換修繕については、それぞれ入札結果に基づき契約することについて議決をいただきたいのであります。

過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

議案第47号は、令和3年9月に策定した市町村計画について、令和6年度に実施する一部の事業が未掲載であることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更しようとするものであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

議案第48号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、福住・豊富・豊岡辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

条例の改正について。

議案第49号番号法施行条例の一部を改正する条例制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で引用している条項の整備等、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第50号美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、公益信託制度改革による地方税法の改正に伴い、所要の税条例の改正を行おうとするものであります。

議案第51号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定については、多目的ホールをRVパーク及びテント泊利用者用の休憩スペースとして改修することから、多目的ホールの料金項目を削除することとし、別表を整理しようとするものであります。

補正予算について。

議案第52号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第1号）につきましては、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業等の実施に伴う農林水産省の間接補助として5億6,704万1,000円を、トレーニングセンター等耐震改修工事ほか関連経費として2億1,169万2,000円を、給付金・定額減税一体支援枠給付事業として1億7,931万2,000円などの増額をはじめ、債務負担行為及び地方債の追加を行おうとするものであります。

報告事項について。

令和5年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、年度内の予算執行が困難なことから、その全部又は一部を令和6年度に繰越いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般財団法人美幌みどりの村振興公社について、令和5年度の経営状況報告書の提出がありましたので、ご報告を申し上げます。

なお、細部につきましては後ほど、それぞれご説明を申し上げますので、ご審議の

上、原案にご協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤義典） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 承認第3号

○議長（戸澤義典） 日程第4 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の7ページになります。

承認第3号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

8ページになります。

専決処分書。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について、令和6年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和6年3月31日付でございます。

専決内容について御説明いたしますので、9ページを御覧いただきたいと思っております。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料1、承認第3号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定

について。

改正目的でございますが、地方税法の一部改正に伴いまして、税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、大きく3項目でございます。

一つ目は、国民健康保険税についてでございますが、まず、課税限度額の改正になります。

国民健康保険税につきましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分の三つの区分の合計により課税され、それぞれの限度額について定められてございます。

今回、このうち後期高齢者支援金分につきまして、その課税限度額を22万円から24万円に上限を引き上げる改正を行おうとするものでございます。

次の軽減措置の改正でございますが、国民健康保険税では、世帯員の所得の合計が一定基準、軽減判定所得以下の場合につきまして、その所得状況に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割のいずれかの軽減措置が取られる仕組みとなっております。

今回、このうち5割、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を算出する際における計算式について、表にも掲載してございますが、計算式中、被保険者数に乗じる金額について、5割軽減では29万円から29万5,000円に、また、2割軽減では53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正を行おうとするもので、結果、軽減を受けられる所得の範囲が広がることとなるものでございます。

二つ目は、個人住民税でございます。

特別税額控除、いわゆる定額減税に関する規定の新設でございますが、一時的な措置として、令和6年度において実施することに伴い、関連する規定を新設するものでございます。

この定額減税につきましては、まず、対象者は、前年の所得金額が1,805万円以

下の方が対象となります。

なお、個人住民税では、所得割について減税措置となりますので、住民税が非課税の方または均等割のみの課税者につきましては、対象外となるところでございます。

次に、減税額でございます。

年間一人当たり合計4万円の減税がなされるわけでございますが、このうち個人住民税につきましては、1万円が減税となります。

そして、この個人住民税1万円の減税については、徴収方法により三つのパターンに分かれます。

まず、御自身で直接納めていただく、いわゆる普通徴収の場合でございます。

普通徴収につきましては、4期に分けて納めていただいておりますが、減税については、基本的に1期目の6月分で行います。

なお、6月分で減税し切れない場合は、2期目の8月以降で順次減税いたします。御本人へは、このようにあらかじめ減額された額による納付書を送付してございます。

次に、この普通徴収の右側、年金より天引きされている年金特別徴収の場合でございます。

最初の3期、4月から8月分は、前々年の所得による仮徴収分として制度上、既に税額が確定される仕組みとなっておりますことから、4期目の10月分において減税を行います。

なお、10月分で減税し切れない場合は、12月以降で順次減税の上、天引きされることとなります。この減税額など、内容詳細については、御本人へ町より通知文を送付してございます。

三つ目の会社などにより給与天引きされる特別徴収の場合でございます。

通常、給与の特別徴収は、6月から翌年5月の12か月で等分して給与から天引きされておりますが、今回の取扱いでは、

6月分を一律0円とし、減税後の年税額を7月から翌年5月までの11か月で等分して天引きされる形となります。

このように計算した従業員全員の結果一覧についてを、町からそれぞれの事業所等へ送付するとともに、お勤めされてごさいます御本人用の明細も送付しておりますので、御本人については、各事業所を通じて減税額などの明細書を受け取りいただきます。

以上、個人住民税につきましては、三つのパターンにより減税がされる仕組みとなりますが、今回この徴収方法を含め、対象者など定額減税の実施に伴う内容につきまして、新たに規定を新設する改正を行うものでございます。

続いて、個人住民税の二つ目、(2)の令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例の新設であります。

通常、令和7年度分から適用となる雑損控除について、令和6年度個人住民税の適用対象とすることができる特例を新設するものでございます。

最後に、その他といたしましては、地方税法の改正に伴う引用条項や字句の整理を行おうとするものでございます。

根拠法令は地方税法。

施行日は令和6年4月1日でございます。

なお、参考資料3ページから25ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上、承認第3号について御説明申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長(戸澤義典) これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番(上杉晃央) ただいま説明があった中で、個人住民税1万円の減税の関係です。

このことは、ずっと国会でも大変問題に

なっていて議論されております。

美幌町のいわゆる特別徴収義務者に対して、もう既に通知はなされていると思いますが、特に、事務的な処理のことで苦情とか、事務的に非常に大変だという問合せとか、そのようなものについて、新聞報道されている形で町にも届いているのかどうか、その辺の状況だけお知らせください。

○議長(戸澤義典) 税務課長。

○税務課長(松尾まゆみ) お答えいたします。

まず、特別徴収義務者の方につきましては、美幌町の場合、個人住民税の額は、既に減税された額で通知をさせていただいておりますので、個人住民税につきまして問合せ等はございません。

また、所得税の部分について、一般的になかなか大変だというお話は伺っておりますが、税務署での説明会であったりとか、税務署のホームページであったりとかという部分を御案内させていただいている状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長(戸澤義典) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(戸澤義典) これで質疑を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(戸澤義典) 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 承認第4号

○議長(戸澤義典) 日程第5 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（齊藤浩司） 議案の23ページをお開きください。

承認第4号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

次の24ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思えます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について、令和6年度のサービス利用者からの手数料徴収のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和6年3月31日付でございます。

次の25ページをお開き願います。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の26ページをお開き願います。

資料2、承認第4号関係。

条例名は、介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例。

改正の目的であります。令和6年度の介護報酬基準の改定に伴い、サービス利用者から徴収する手数料について、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービス事業に係る利用者手数料を国の介護報酬単価に準じて改正するもので、各サービスの改定内容は、次の27ページから29ページに記載のとおりでございます。

改正は、右側に現条例、中段に令和6年4月1日の改正後の内容、また、左側に令和6年6月1日施行の改正内容を記載しております。

今回の改正は、介護報酬基準の改定のほか、介護職員の処遇改善加算を改正することとなります。そのため、施行日が異なり、令和6年4月1日施行の介護報酬基準の改定は第1条、令和6年6月1日施行の介護職員等処遇改善加算は第2条として規定しております。

新旧対照表につきましては、次の30ページから65ページを御参照願います。

根拠法令は介護保険法で、施行日は、第1条が令和6年4月1日、第2条が令和6年6月1日であります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第6 承認第5号

○議長（戸澤義典） 日程第6 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書47ページになります。

承認第5号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

48ページをお開き願います。

専決処分書。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第16号）について、繰越明許費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和6年3月29日付であります。

専決処分の内容について御説明いたしますので、49ページを御覧ください。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第16号）。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、繰越明許費及び地方債の補正のほか、事業費の確定に伴う年度末の予算整理になります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,986万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億9,747万6,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書により説明いたします。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正により御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、繰越明許費補正から御説明いたしますので、議案書54ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正。

繰越明許費につきましては、歳出予算において、その経費の性質や予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらないとき、予算を翌年度へ繰越して執行する経費であります。

1段目の2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍事務事業は、戸籍法の改正により、戸籍の附票に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修委託料ですが、システム改修に係る国の要件定義に遅延が生じたことによりシステム開発が遅れ、年度内に事業が完了しないことから、事業費の全額を翌年度へ繰越いたします。

2段目の3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別追加給付金給付事業から、5段目の住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別子ども加算給付金給付事業、以上の4件は、それぞれの事業に該当する対象者に対し、いずれも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し給付するもので、年度内に事業が完了しないことから、事業費の一部を翌年度へ繰越いたします。

6段目の4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を活用した事業ですが、接種費用の一部の支出が年度内に完了しないことから、事業費の一部を翌年度へ繰越いたします。

7段目の4款、2項清掃費、事業名、浸出液処理施設維持管理事業は、第Ⅲ期埋立処分場浸出水処理施設PLC更新修繕において、電気電子部品関連の不足により交換する当該部品に納期遅延が生じたことに伴い、年度内に事業が完了しないことから、事業費の全額を翌年度へ繰越いたします。

8段目の7款商工費、1項商工費、事業

名、原油価格・物価高騰対策プレミアム商品券発行事業は、エネルギー物価高騰の影響を受けた生活者の支援及び消費下支えを図るため、プレミアム商品券を発行する事業ですが、商品券の使用期限が5月10日までであり、年度内に事業が完了しないことから、事業費の一部を翌年度へ繰越しいたします。

その下、9段目の7款商工費、1項商工費、事業名、原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付事業は、同じく、エネルギー物価高騰等の影響を受けた事業者を支援するため、町内事業者に対し10万円の支援金を給付する事業ですが、支援金の申請期限が4月30日までであり、年度内に事業が完了しないことから、事業費の一部を翌年度へ繰越しいたします。

次に、議案書55ページ、第3表、地方債補正でございます。

1段目の医療従事者就業支援等補助事業から12段目の公共土木施設災害復旧事業まで、以上の12件は、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理で、それぞれ補正後の欄に記載のとおり、限度額を変更いたします。

なお、令和5年度の地方債の総額は、下段の補正後の欄に記載のとおり、8億6,438万7,000円であります。

次に、歳出について御説明いたしますので、78、79ページをお開き願います。

3、歳出になります。

今回の補正は、主に事業費の確定に伴う予算整理になりますので、増額となる補正についてのみ御説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、80、81ページになります。

上段の5目企画費、1、政策推進事業費の減のうち、中段の積立金は、令和5年度のふるさと寄附金の総額から返礼品等の経費を差し引き、ふるさとづくり基金へ積み立てるもので、1,799万8,000円を追加し、補正後の積立金の総額を

1億4,586万1,000円といたします。

令和5年度の寄附件数は3万5,384件、寄附金の総額は4億2,316万7,000円となり、前年度から1,491万8,000円の増収で、過去最高額となります。

なお、参考資料66ページ、資料3に、各基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

82、83ページをお開き願います。

中段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金の1億6,642万9,000円は、御寄附と今回の補正予算に係る余剰金の一部を基金へ積み立てるための予算計上になります。

御寄附につきましては、3月27日、報徳在住の大屋委代様から1万円を、3月28日、匿名の方から5万円を、それぞれ図書館の蔵書充実に役立ててほしいと御厚志がございましたので、財政調整基金へ積立てをいたします。

また、今回の補正予算において余剰金が発生したことから、計画的な財政運営に資するため、1億6,636万9,000円を減債基金に積立ていたします。

少し飛びますが、84、85ページから104、105ページは、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理となります。

106、107ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1、教育委員会事務局活動事務費の増、積立金2億円は、今回の補正予算に係る余剰金の一部を学校施設の改修費及び今後想定される義務教育学校整備の財源に充てるため、学校施設整備基金へ積立てをいたします。

なお、積立目標額といたしましては、今後策定する基本構想により概算事業費を推計した中で、最終的な目標額を設定してまいりたいと考えております。

108、109ページ以降は、事業費の確定に伴う執行残の整理になります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、60、61ページをお開き願います。

2、歳入になります。

増額となる歳入を中心に御説明させていただきます。

1款町税につきましては、現年課税分の確定に伴い予算を整理するもので、6,376万6,000円の増額となります。

1項、1目個人町民税3,030万1,000円の増額は、主に農業所得が伸びたことによる所得割の増加が主な理由であります。

62、63ページになります。

12款地方交付税は、交付額の確定により、1億4,943万5,000円を増額いたします。

令和5年度に交付された地方交付税の総額は、62ページに記載のとおり、45億6,866万8,000円になりますが、その内訳といたしましては、普通交付税が41億2,598万円、特別交付税が4億4,268万8,000円であります。

64、65ページから68、69ページは、実績による予算の整理となります。

次に、70、71ページの下段、18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入575万5,000円は、東2条南2丁目及び豊岡の町有地、合計三つの売払代となります。

2目、1節物品売払収入926万7,000円は、不要となった車両8台を売払いたした収入となります。

3目、1節生産品売払収入227万5,000円は、みらい農業センターで生産する農産品の売払収入が1,027万5,000円となり、当初予算に計上した800万円を上回りましたので、増額いたします。

19款寄附金、1項寄附金につきましては、次のページになります。

1目、1節一般寄附金681万4,000円の減額は、ふるさと寄附金の減額になります。

12月定例会の補正予算において、令和5年度の寄附総額を4億3,000万円と見込みましたが、歳出で御説明いたしましたとおり、最終実績は4億2,316万7,000円となりましたので、予算を整理いたします。

4目教育費寄附金、2節社会教育費寄附金6万円は、図書館の蔵書充実に役立ててほしいと、3月27日、報徳在住の大屋委代様から1万円を、3月28日、匿名の方から5万円を、それぞれ御寄附いただいたものであります。

22款諸収入、5項雑入につきましては、次のページになります。

5目雑入、1節雑入のうち、説明欄の5行目、物品等売払の増、976万9,000円は、鉄くず、ペットボトルなど有価資源物の売払収入であります。

以降につきましては、実績による予算の整理となります。

以上、承認第5号専決処分承認について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭） 予算書103ページですね。7款商工費、1項商工費、3目観光費の部分です。

観光施設維持管理事業費の減、交流促進センター維持管理委託料1,296万4,000円の減とありますが、金額が大きく減になっているので、こちらの理由を教えてくださいましたらと思います。

○議長（戸澤義典） 商工観光課長。

○商工観光課長（沖崎寿和） 木村議員の御質問にお答えいたします。

観光施設維持管理事業の施設維持管理委託料についてでございますけれども、こちらの予算の内訳としましては、峠の湯びほろに係る指定管理を行っておりまして、通常維持管理分として1,300万円、燃料費高騰補填としまして704万円、そして、電気料金の高騰補填といたしまして1,046万9,000円を当初予算で計上させていただいております。

そのうち、燃料費高騰補填、電気料高騰補填、こちらの二つが実績としまして減額となっております。

燃料費につきましては、峠の湯では、重油ボイラーとチップボイラーを併用しております、重油ボイラーの燃料代のほうがかさんでまいります。

令和5年度においては、チップボイラーを故障もなく順調に稼働させることができたため、重油の使用量を抑えることができたこと、重油の単価自体も想定より低く推移したことが要因となっております、燃料費の部分で681万6,000円の減額となっております。

続きまして、電気料についてでございますけれども、こちら年間通じまして、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業が延長されたことにより、料金が想定よりも低く抑えられたことが要因となっております。電気料金につきましては、614万8,000円の減額となっております。

合わせまして1,296万4,000円、こちらが減額となりました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 承認第6号

○議長（戸澤義典） 日程第7 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の117ページになります。

承認第6号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

118ページになります。

専決処分書。

令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和6年3月29日付でございます。

専決内容について御説明申し上げますので、119ページを御覧いただきたいと思っております。

令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

令和5年度美幌町の国民健康保険特別会

計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,218万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,434万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書130、131ページをお開き願います。

### 3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費50万8,000円の減額は、共同電算処理委託料について、レセプト処理件数等の減によるものでございます。

2目連合会負担金94万4,000円の減額は、道クラウド運用負担金について、見込額に対する実績減によるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費2億812万6,000円の減額と2項高額療養費5,035万6,000円の減額につきましては、それぞれ一般被保険者への保険給付費の実績見込額の減少によるものでございます。

当初予算におきましては、昨今の医療高度化などもあり、前年度までの状況を勘案しつつ、一定の給付費の伸びを見込んでございましたが、予算を下回る結果となっております。

その要因としましては、第一に、被保険者数につきまして、その見込数が当初予定しておりました数よりも下回ったこと、このことが大きな要因としてございます。

もう一つは、コロナ禍に徹底された基礎的な予防活動によりまして、全国的に病気のものの減少が見られるといった傾向があるところではございますが、本町におきましても、町民の皆様によるお一人お一人の対策の徹底が医療費の抑制に少なくとも

影響しているものと考えているところでございます。

ページ変わりをまして、132、133ページになります。

4項出産育児諸費592万2,000円の減額は、出産育児一時金について、実績見込額の減少によるもので、当初見込みが20人のところ、実績では8人という結果でございます。

6項傷病手当金65万2,000円の減額につきましては、それぞれ実績見込額の減少によるもので、当初、トータルで療養日数180日分に対応する額を見込んでございましたが、実績では、人数は一人で、療養日数は3日という結果でございました。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財源振替になります。

4款保健事業費、1項保健事業費70万3,000円の減額は、会計年度任用職員報酬などについて、実績見込額の減少によるものでございます。

2項特定健康診査等事業費389万5,000円の減額は、集団健診及び個別健診に係る特定健康診査委託料の実績見込額の減少によるものでございます。

ページ変わりをまして、134、135ページになります。

6款諸支出金、2項、1目直営診療施設繰出金107万5,000円の減額は、直営診療施設の健康管理事業の実績に伴う減によるものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、126、127ページにお戻り願います。

### 2、歳入。

1款国民健康保険税1,851万8,000円の増額につきましては、当初予算におきまして、特に営業所得について、コロナ禍における影響を考慮し前年比10%減、また、農業所得を5%減など所得割の減少を見込んでございましたが、当初見込みに比べ、営業所得では前年比6.6%減にとど

まり、減少率が比較的少なかったこと、また、農業所得は大きく前年比で18.5%増となったことがございます。

さらには、収納率について、当初見込み97.0%から98.1%に伸びたことなどから増額となるものでございます。

3款道支出金、1項道補助金、2億6,440万4,000円の減額につきましては、保険給付費の減に伴う保険給付費等普通交付金の減額でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金269万6,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金や事務費等の実績減などによるものでございます。

その下、2項基金繰入金2,192万8,000円の減額につきましては、さきに御説明いたしました国民健康保険税の増額などに伴う減額でございます。

7款諸収入、2項、1目第三者納付金85万円の減額と、ページ変わりにして、128、129ページの2目返納金82万1,000円の減額は、それぞれ実績減によるものでございます。

以上、承認第6号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

## ◎日程第8 承認第7号

○議長（戸澤義典） 日程第8 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（斉藤浩司） 議案の137ページをお開き願います。

承認第7号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料その他の費用の実績を見込み、整理を行おうとするものでございます。

次の138ページを御覧ください。

専決処分書。

令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和6年3月29日付でございます。

専決内容について御説明いたしますので、次の139ページを御覧ください。

令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,977万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,589万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、150、151ページをお開き願います。

### 3、歳出。

1款総務費267万9,000円の減額につきましては、1項総務管理費の法改正に対応したシステム改修委託の契約結果に基づく減額。

また、3項介護認定審査会費の減額につきましては、介護認定審査会委員報酬、医師意見書作成手数料、介護認定調査委託料、それぞれ実績に基づく減額でございます。

2款保険給付費、2億5,113万4,000円の減額につきましては、1項介護サービス等諸費から154、155ページ上段の6項その他諸費まで、実績に基づく給付費確定による減額でございます。

その下、3款地域支援事業費1,467万4,000円の減額につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費とも、実績に基づく給付費確定による減額でございます。

次の156、157ページ、4款基金積立金につきましては、本補正予算の余剰金を介護保険基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、146、147ページにお戻りいただきたいと思えます。

### 2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料につきましては、決算見込みにより、現年度分406万6,000円、滞納繰越分を61万4,000円減額するものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金37万2,000円の減額につきましては、介護認定審査会経費の精算に伴い、津別町、大空町からの負担金を減額するもので

ございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款道支出金につきましては、それぞれ介護給付費、地域支援事業の確定に伴う補正でございます。

次に、148、149ページになります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金5,764万1,000円の減額につきましては、介護給付費、介護予防日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業のそれぞれ実績、低所得者保険料軽減額及び事務費の確定による減額でございます。

2項基金繰入金5,127万7,000円の減額につきましては、介護サービス給付費の減に伴い減額するものでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

### ◎日程第9 同意第1号

○議長（戸澤義典） 日程第9 同意第1号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高崎利明） 議案の158ページをお開き願います。

同意第1号美幌町教育委員会委員の任命

について御説明申し上げます。

本町教育委員会委員、東海政博氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、東海政博氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第10 同意第2号

○議長（戸澤義典） 日程第10 同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高崎利明） 議案の159ページをお開き願います。

同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、伊藤健一氏は、令和6年6月27日をもって任期満了となること、及び同委員会委員、原智晴氏より辞任の申出があったことから、

次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、伊藤健一氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

氏名、城裕幸氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第11 議案第42号

○議長（戸澤義典） 日程第11 議案第42号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明） 議案書160ページになります。

議案第42号動産の取得について御説明を申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の67ページをお開き願います。

資料4、議案第42号関係、グラントケトルの取得であります。

納入場所は、学校給食センターになります。

動産の概要であります。このたびの導入機器は、平成9年から使用している機器の更新になります。

用途としては、みそ汁をつくったり、具材を炒めるなど、煮る、炒める、混ぜるといった機能を有する蒸気式攪拌装置付全自動煮炊機1基を導入するものであります。

入札年月日は令和6年5月16日、指名業者は株式会社中西製作所ほか記載の4社でございます。

取得の金額、1,178万1,000円。

落札率は94.95%になります。

取得の相手方は、札幌市厚別区厚別南3丁目2番28号、株式会社中西製作所北海道支店、支店長、渡邊俊弥でございます。

契約保証金は免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和7年3月31日とする。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第42号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第43号

○議長（戸澤義典） 日程第12 議案第

43号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の161ページをお開き願います。

議案第43号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の68ページをお開き願います。

資料5、議案第43号関係。

工事請負契約の締結について。

第IV期埋立処分場造成工事であります。

本工事は、令和6年度から令和8年度までの3か年の債務負担行為で行うものであります。

工事の場所は、美幌町字登栄3番地の1。

工事の概要は、埋立面積8,640平方メートル、埋立容積50,000立方メートルで、ほかは記載のとおりであります。

入札年月日は令和6年5月30日。

指名業者は、聖太・道和・宮田特定建設工事共同企業体、ほか記載の特定建設工事共同企業体であります。

契約金額については、5億600万円であります。参考までに、消費税抜きの金額は、4億6,000万円であります。

また、落札率は98.0%であります。

契約の相手方、聖太・道和・宮田特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字仲町2丁目96番地、聖太建設株式会社美幌支店、支店長、大沼泰であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、契約後本契約による。

工期は、本契約日から令和8年8月31日までとなります。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 企業体の金銭的な構成割合をお教え願いたいと存じます。

例えば、聖太建設が40%、道和が30%、宮田が30%だとか、構成割合が存在すると思うのですね。

というのは、責任問題ですよ。金額に応じた構成割合、仕事をなす責任割合という意味で、よろしければ。

○議長（戸澤義典） 財務課長。

○財務課長（吉田善一） 御質問にお答えいたします。

企業体の構成割合でございますが、3社の企業にあっては、1社あたり20%以上という要件を踏まえておりますが、届出されている状況について今、手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 企業体を組んだときの説明要件だと、私は思っているのですけれどね。

その点、今、持ち合わせがないという趣旨で、そう言うのであれば百歩譲りますが、企業体という意味の契約行為の一つであろうかと思えます。

最近、総務部は、このようなことを失念することが多くなっているのではないのかと思えますので、一言、余分な苦言も申し上げます。

やはり、企業体はどのようなものだというのを、総務部もしっかり受け止めていなかったらいけませんよね。

はい、分かりました。後ほど教えてください。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第43号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第44号

○議長（戸澤義典） 日程第13 議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の162ページをお開き願います。

議案第44号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の69ページをお開き願います。

資料6、議案第44号関係。

工事請負契約の締結について。

第IV期埋立処分場浸出水処理施設建設工事であります。

本工事は、令和6年度から令和8年度までの3か年の債務負担行為で行うものであります。

工事の場所は、美幌町字登栄3番地の1。

工事の概要は、浸出水処理能力、1日20立方メートル、構造は鉄骨造、調整槽容量2,700立方メートルで、ほかは記載のとおりであります。

入札年月日は令和6年5月30日。

指名業者名は、共和化工株式会社ほか記

載の5社であります。

契約金額については、13億1,780万円です。参考までに、消費税抜きの金額は、11億9,800万円です。

また、落札率は93.5%です。

契約の相手方、札幌市中央区北2条東2丁目1番17号、共和化工株式会社札幌支店、支店長、渡邊康大です。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約日から令和8年8月31日までとなります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

**○議長（戸澤義典）** これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

**○13番（大原 昇）** 工事の中で給水設備。まず、この水をどこからどのようにして持ってくるのか、水道水を使うのか、あるいは地下水を使うのか。

そして、水処理の仕方について、毎日稼働するのか、それとも1週間に1回だとか、月に1回だとか、やり方があると思うのです。

やり方によって、水の量も相当変わってくると思うのですよ。

その辺を教えていただければと思います。

**○議長（戸澤義典）** 環境衛生主幹。

**○環境衛生主幹（宮田英和）** お答え申し上げます。

まず、給水の関係ですけれども、現在、処理場の管理棟の部分で使っております営農用水、そちらの管を延長してといいますか、そのような形で水を供給することで考えております。

それから、施設の稼働の関係ですけれども、基本的には止まらないで稼働するという形ではあるのですが、季節的なもの、時期によっては、浸出水が非常に少なくなる

と。

ある一定の時期、特に、たしか2月ぐらいだったと記憶しているのですが、その頃には水槽が空になって、それが春先ぐらいまで空になる期間があると。

そのときは、機械のメンテですとか、そのようなことに充てる期間と考えてございます。

以上でございます。

**○議長（戸澤義典）** 13番大原昇さん。

**○13番（大原 昇）** 今、営農用水を使うという答弁でしたけれども、今使っているこの営農用水というのは、登栄から流れてくる営農用水ですか。

もし、それであれば、処分場から下の方たち、今使っている方たちへの影響がないのか。

多分、今のところ、ずっと何年も苦情は来ていないと思うのですけれども、また一つ、それを使うことによって、影響が出るか出ないのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

**○議長（戸澤義典）** 建設部長。

**○建設部長（遠國 求）** お答えいたします。

豊栄地区の営農用水ということで、構成員の方々に、登栄の処分場開設当時からお話をさせていただいて、営農等に支障のないという説明をさせていただいて、現在まで使用しているところでございます。

新しい処理施設につきましても、水量等を勘案して、皆様への影響がないという判断の下、今回も使用させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（戸澤義典）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（戸澤義典）** これで質疑を終わります。

これから、議案第44号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎再答弁の申出

○議長（戸澤義典） 先ほど、議案第43号工事請負契約の締結についてにおいて、吉住議員より企業体の構成割合に関する質疑があった件につきまして、理事者から再答弁の申出がありますので、発言を許します。

財務課長。

○財務課長（吉田善一） 御質問にお答えいたします。

企業体の構成員の出資割合でございますが、代表であります聖太建設につきまして40%、株式会社道和建设30%、株式会社宮田建設30%、以上の構成割合となっております。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎日程第14 議案第45号

○議長（戸澤義典） 日程第14 議案第45号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の163ページをお開き願います。

議案第45号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の70ページをお開き願います。

資料7、議案第45号関係。

工事請負契約の締結について。

旭団地1号棟外壁等改修工事であります。

工事の場所は、美幌町字稲美105番地の2。

工事の概要は、外壁・屋根塗装改修のほか、記載のとおりであります。

入札年月日は令和6年5月30日。

指名業者は、株式会社高橋工務店ほか記載の9社であります。

契約金額、4,983万円。参考までに、消費税抜きの金額は、4,530万円であります。

また、落札率は97.1%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽328番地の72、株式会社高橋工務店、代表取締役高橋広明であります。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期、本契約後180日とする。

本日、議決いただき契約いたしますと、180日目は令和6年12月14日でございますが、14日は土曜日となりますので、16日、月曜日が工期の末日となります。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 確認なのですが、3月議会の予算書では5,700万円の計上だったのです。これは、設計費を入れて直工費と別だったのかどうか。

工事費で5,700万円だと思ったものですから、工事の概要の中で、入札前に単価が下がったのか、工事をしなくて済んだのか、それも含めて御説明をお願いします。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） ただいまの御質問にお答えいたします。

3月の予算計上時におきましては、物価

の高騰、人件費の高騰も予想されたことから、工事としては若干多めに見込んでおりました。

今回の工事につきましては、設計を自前でやっておりますので、今回の工事費減額分については、あくまでも工事費の精査、設計時における単価の入替えによるもので、工事内容の変更等はございません。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 物価が上がる予想だったということになると、この数字は上がる前、3月の予算計上時の数字に合わせたということになるのですよね。上がる予定で5,700万円を組んだけど、上がらなかつたのでこの数字だよと。

つまり、当初の設計のときから、物価高騰なり、材料高騰がなかつたということになるので、本当かなと思つて。

もう一度、お願ひします。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） ただいまの御質問にお答えいたします。

予算の計上時につきましても、町内業者からの見積りを採用している部分もありまして、年度が明けてから改めてそれらの金額についても確認したところ、上昇が見込まれなかつたということで、ただいまの金額になっているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第45号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第46号

○議長（戸澤義典） 日程第15 議案第46号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明） 議案書164ページになります。

議案第46号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の71ページをお開き願ひます。

資料8、議案第46号関係。

スキー場照明LED交換修繕であります。

工事の場所は、リリー山スキー場になります。

工事の概要であります、スキー場内には照明灯が11基あり、一基当たり3台から8台の照明が設置されております。

こちらの既設照明器具の撤去及びLED照明器具の取付けを、59台分行うものであります。

入札年月日は令和6年5月16日。

指名業者は、株式会社武市電気ほか記載の3社でございます。

契約金額、5,311万9,000円。

落札率は97.97%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字東3条南1丁目6番地、株式会社武市電気、代表取締役社長武市高広でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後、令和6年10月31

日までとする。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） このLED電気、電気というか光が、LEDは意外と真っすぐしかない、分散の光ではないと、私は思っているのです。

ということは、照らしているところだけは明るけれども、例えば、一つの照明器、次の照明器、その間は薄暗くなるのかなと思っているところなのです。

街路灯などもLEDに変えたところ、真下だけは明るいのですが、周りは明るくないのですよ。それと同じようなことが起きるのかなと思っているものだから。

まして、スキーというのは、結構スピードがあるものなので、薄暗いところ、明るいところとなると、事故も起きるのかなという懸念もあるのです。

その辺の心配はないのでしょうか。

○議長（戸澤義典） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（弓山 俊） 大原議員の質問にお答えいたします。

現在スキー場にある水銀灯ランプの平均照度は、全体で約48ルクスありまして、今回LEDに交換することによって40ルクスと減少はするものの、あくまでもJIS規格による運動区分3のレクリエーションレベルで調整を図っております。

器具もそのように選定をされているところでもありますので、特に問題はないと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 課長、私はそのようなことを聞いているのではない。

ルクスのことを言われても私は分からない。

言っているのは、照明器と照明器の間の光。LEDというのは、光が真っすぐしかないのです。

今、言ったように、水銀灯は分散なのですよ。だから、その間というのは、照明器と照明器の間も意外と明るいのです。あまり影響がないのですよ。

事務所の近くで街路灯を変えたところがあれば、自分で見て分かりますよ。真下だけ明るいのです。今までの水銀灯は全部明るいのですよ。20メートル、30メートル。

今は真下だけ、それと同じような現象が起きるのではないですかと。

明るさ、照度のことを言っているのではないです。継ぎ目が果たして大丈夫かというだけの話なのです。

それが、教育委員会で、スポーツ振興課で、いや、それは大丈夫ですと言うのであれば、別に問題ないのですよ。

そのことだけお知らせください。

○議長（戸澤義典） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明） 御答弁申し上げます。

当然、LEDになると、議員おっしゃるとおりのお話になりますけれども、こちらは、施工時に照度分布の確認ですとか、明かりの角度調整をいたしまして、影がないような形で調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第46号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は13時15分とします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時15分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第16 議案第47号

○議長（戸澤義典） 日程第16 議案第47号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書165ページになります。

議案第47号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について御説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

変更内容について御説明いたしますので、参考資料72ページをお開き願います。

資料9、議案第47号関係。

美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

変更目的であります。令和3年9月に、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする過疎計画を策定いたしました。令和6年度の過疎債の起債申請におきまして、過疎計画に登載していない事業があることから、事業の追加をいたしたく、過疎計画の一部変更を行おうとするものであります。

変更内容であります。令和6年度におきまして、過疎債を財源に実施する道路・

橋梁及び一般廃棄物広域処理施設の整備について、参考資料に記載のとおり、事業5件を追加いたします。

1段目の町道第124・413号道路整備事業は、稲美、気楽家様から旭公営住宅3号棟まで、工事延長は154メートル、道路改良及び舗装を行います。

2段目の町道第402号道路整備事業は、日の出1丁目、黒猫洋菓子店様から曙通りまで、工事延長は226メートル、道路改良及び舗装を行います。

3段目の町道第505・509号道路歩道整備事業は、新町2丁目、月花堂様から昭和電気様まで、工事延長は208メートルの歩道改良を行います。

4段目の五月橋長寿命化事業は、豊幌地区の町道第141号道路に昭和54年に架設されている橋長15メートル、幅員は6.5メートルの橋梁で、令和6年度に実施設計を、令和7年度以降に橋梁工事を実施する予定であります。

5段目の一般廃棄物広域処理施設整備事業は、令和11年度に一般廃棄物広域中間処理施設の建設を目指し、網走市と大空町、斜里町、小清水町、清里町の1市5町において、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立、令和7年度に一部事務組合を設立し、施設工事に着工する予定です。

根拠法令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法であります。

以上、議案第47号につきまして御説明をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第47号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第48号

○議長（戸澤義典） 日程第17 議案第48号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書167ページになります。

議案第48号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、福住、豊富、豊岡辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

今回、策定する総合整備計画は、辺地債を活用して公共的施設を整備する場合、今後5年間の整備計画を定め、事前に総務大臣へ提出しなければならないことから、議会の議決をいただくとするものであります。

なお、辺地とは、交通条件等に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準の低い地域を指しますが、その格差の是正を図るため、公共的施設の整備に際し、財政上の特別措置として辺地債、交付税措置率80%の申請が認められております。

それでは、総合整備計画書案につきまして御説明いたしますので、168ページをお開き願います。

1、辺地の概況は記載のとおりであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情であります。市街地から約10キロの位

置にある福住地区は、公共下水道の処理区域外であること、児童生徒の通学手段の確保が課題となっております。

このため、3、公共的施設の整備計画に示すとおり、令和6年度から令和10年度まで5年間の整備計画期間内に、記載の事業を実施いたします。

1点目の下水道、個別排水処理施設は、事業費として2,050万円を、うち辺地債の予定額を670万円と見込んでおり、今後5年間で合併浄化槽5基を設置する予定であります。

2点目のスクールバスは、平成23年3月に導入した15人乗りのバスを令和9年度に更新いたします。

事業費は600万円、その全額を辺地債により申請する予定であります。

福住辺地に係る総合整備計画書案は、以上になります。

次に、169ページをお開き願います。

豊富辺地に係る総合整備計画書案になります。

1、辺地の概況は、記載のとおりであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、市街地から約12キロの位置にある豊富辺地は、公共下水道の処理区域外であることが課題となっております。

このため、3、公共的施設の整備計画に記載のとおり、令和6年度から令和10年度まで5年間の整備計画を策定するもので、計画期間内に一つの事業を実施予定であります。

下水道、個別排水処理施設は、事業費として2,050万円を、うち辺地対策事業債の予定額を670万円と見込んでおり、今後5年間で合併浄化槽5基を設置する計画であります。

豊富辺地に係る総合整備計画書案は、以上になります。

次に、170ページをお開き願います。

豊岡辺地に係る総合整備計画書案になります。

1、辺地の概況は記載のとおりであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、市街地から約9キロの位置にある豊岡辺地は、公共下水道の処理区域外であること、冬季間における自動車の交通確保が課題となっております。

このため、3、公共的施設の整備計画に記載のとおり、令和6年度から令和10年度まで5年間の整備計画を策定するもので、計画期間内に二つの事業を実施予定であります。

1点目の下水道、個別排水処理施設は、事業費として2,050万円を、うち辺地対策事業債の予定額を670万円と見込んでおり、今後5年間で合併浄化槽5基を設置する計画であります。

2点目の除雪機械は、平成12年に導入した除雪ショベルの更新になります。

事業費は4,770万円、国庫補助795万円を除いた3,970万円について、辺地対策事業債を申請する予定であります。

以上のとおり、福住、豊富、豊岡辺地の3地区につきまして、公共的施設の総合整備計画を策定いたします。

以上、議案第48号につきまして御説明をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 福住辺地のスクールバスについて、お伺いしたいと思っております。

これから6年、7年後、小学校、中学校が統一、義務教育学校という構想があります。これを踏まえて、そのときに向けてスクールバスをどのようにするのか。

多分、もう今の時期から考えておかない

と、子供たちの通学手段というのは大変だと思うのです。

全域に広まりますから、そのことも踏まえてこれからどう考えているのか、お教え願いたい。

○議長（戸澤義典） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明） 御答弁申し上げます。

今現在も統廃合している周辺地区につきましては、スクールバスを出しております。

議員おっしゃるとおり、将来的には義務教育学校1校、町内のどちらかに設置するわけですけれども、基本的な考えとしましては、今と同じような形で周辺地区の子供たちの登下校をスクールバスで対応するというので、今と基本的な形は変わらないと考えております。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） ということは、スクールバスも増車するという考えはなく、現行のままの台数でも十分に合うという考えでよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典） 教育長。

○教育長（矢萩 浩） 先ほどの部長の答弁を若干補足させていただきますけれども、まず、将来的に義務教育学校1校ということを経済委員会では考えております。

今後、ビジョンの策定なり基本構想を行っていく中で、様々な御意見をいただいて成案化していくことを考えております。

また、その場所によっては、現行の通学距離が非常に増えたり減ったりする場合がありますので、まずは、今の辺地地区のバスの整備は整備として行う。

これは、購入計画を上げさせていただくとともに、足の確保というのは重要な問題であるため、今度、新しく学校を設置する場所に依じて、それはそれで考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

また、この過疎辺地対策事業債は非常に

有利な財源でございますので、このようなものを積極的に活用しながら、足の確保を十分に図ってまいりたいと思っております。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。  
○13番（大原 昇） 大体分かりましたけれども、これは、もう先に義務教育学校の計画が立っているのです。計画というかその予定が。

ということは、今、足を十分に確保しますと言ってくれたのですけれども、今からしっかりとその準備をしておかないと。このような場合どうなのだ、バスは本当に足りるのだろうかとかあると思うのですよ。

直近になってからそのようなことをやっても、お金が出ないかもしれない。今からそのようなことをやっておかないと。

何でも早め早めがベターだと僕は思うのですよ。

そのようなことも考えて、これから対応していただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第18 議案第49号

○議長（戸澤義典） 日程第18 議案第49号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書171ページになります。

議案第49号番号法施行条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

番号法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料73ページをお開き願います。

資料10、議案第49号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的でございますが、上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で引用する条項の整備等、所要の改正を行うものです。

改正内容でございますが、マイナンバーの利用が認められている事務について、番号法の中の別表2で限定列挙されていたところですが、これらの事務が主務省令で規定されることとなり、別表2が廃止され、特定個人番号利用事務として定義されることに伴い、引用の名称を改めるものでございます。

今回の改正により、マイナンバー利用事務が他法令で追加された場合に、その都度法律を改正することなく情報連携が可能となるものでございます。

なお、参考資料74ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律。

施行日は公布の日からとなります。

以上、議案第49号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第50号

○議長（戸澤義典） 日程第19 議案第50号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の172ページになります。

議案第50号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の75ページをお開き願います。

資料11、議案第50号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の税条例の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、大きく2項目でございます。

一つ目は、個人住民税であります。公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う改正でございます。

公益信託制度について、現行制度におけ

る仕組みの複雑さや制約の課題が多いことから、現在、国では民間による公益活動の活性化を実現すべく、これまでの公益信託に関する法律が全部改正され、今後、新たに公益信託に関する法律が施行されるなどの大きな制度改革が行われてございますが、これらに伴いまして、地方税法等の規定の見直しも行われることから、条例につきましても規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について、寄附金税額控除の対象とすること、公益信託に係る市町村民税の課税特例の規定削除でございます。

こちらにつきましては、施行日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。現段階におきましては、令和8年度からの施行が予定されてございます。

二つ目は、その他でございますが、地方税法の改正に伴う引用条項や字句の整理を行おうとするものでございます。

こちらにつきましては、施行日は令和7年4月1日でございます。

根拠法令は、公益信託に関する法律並びに地方税法、施行日は、さきに御説明のとおりでございます。

なお、参考資料76ページから78ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第50号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第50号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 議案第51号

○議長（戸澤義典） 日程第20 議案第51号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（河端 勲） 議案の173ページになります。

議案第51号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の79ページをお開き願います。

資料12、議案第51号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、美幌町交流促進センターの研修室のうち多目的ホールについて、RVパークやテント泊を利用される方に御利用いただく休憩スペースとして改修することから、多目的ホールに係る利用料金規定を廃止するものでございます。

改正内容でございますが、別表で定められております研修室使用料の表中にある多目的ホールに関するものを削除しようとするものでございます。

なお、参考資料80ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

施行日は、令和6年7月1日でございます。

以上、議案第51号について御説明いたしました。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第52号

○議長（戸澤義典） 日程第21 議案第52号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書175ページになります。

議案第52号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

令和6年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

今回の補正は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業等の実施に伴う農林水産省の間接補助金、トレーニングセンター等耐震改修工事のほか、関係経費の追加及び給付金・定額減税一体支援枠給付事業などの予算計上を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ10億1,027万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億7,465万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正で御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、債務負担行為補正から御説明いたしますので、議案書178ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正になります。

1段目のトレーニングセンター等耐震改修建築主体工事から3段目のトレーニングセンター等耐震改修工事監理業務委託につきましては、トレーニングセンター及びスポーツセンター管理棟の耐震改修に係る工事で、平成25年度に行った耐震診断において耐震性を有しない施設であることが確認されていることから、令和5年度に実施設計を行い、本年から令和7年度まで2か年で工事を行うものでございます。

限度額はそれぞれ記載のとおりであります。

次に、地方債の追加について御説明いたしますので、議案書179ページを御覧ください。

第3表、地方債補正になります。

トレーニングセンター等耐震化事業は、先ほど債務負担行為で御説明いたしましたトレーニングセンター等耐震改修工事に係る補助金の財源を地方債に求めます。

限度額は1億8,100万円、起債の種類は過疎債ハードで、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税により財措置されます。

次に、事項別明細書の歳出から御説明い

たしますので、議案書188、189ページを御覧ください。

3、歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2、人事管理事務費の増、特別旅費12万1,000円は、1市5町の廃棄物処理広域化に伴う斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会事務局、網走市への職員派遣による赴任旅費支出のための増額となります。

次に、3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、7、給付金・定額減税一体支援枠給付事業1億7,895万1,000円は、大きく分けて低所得世帯に対する給付金事業と定額減税に係る調整給付事業に係る予算計上となります。

国は、物価高騰対策といたしまして、所得水準や世帯構成等に応じて各種給付金や定額減税を実施いたしますが、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税されている世帯への給付金事業と、所得税住民税の定額減税のうち、課税額が減税に満たなく減税し切れない対象者に対しましては、給付金として市町村から給付することとなります。

それぞれの事業の内容についてですが、一つ目の低所得世帯に対する給付金事業につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者のうち、特に負担感が大きい低所得世帯に対して経済的支援を行い、負担軽減を図るものでございます。

6月3日を基準日といたしまして、世帯全員が令和6年度、新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付いたしますが、それぞれの給付世帯に18歳以下の児童がいる場合には、一人につき5万円を加算いたします。

交付金の1行目、新たに住民税非課税となる世帯への特別給付金1,900万円は、支給対象世帯を175世帯と見込み、所要

額を計上しております。

その下、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への臨時特別給付金2,050万円は、支給対象世帯を190世帯と見込み、所要額を計上しております。

今月下旬以降に必要書類を発送し、申請書の提出があった世帯から順次、指定口座へ振り込みを行いますが、1回目の支給日は7月下旬になる見込みであります。

二つ目の定額減税に係る調整給付金給付事業につきましては、賃金上昇が物価高に迫っていない方の負担を軽減し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、所得税、住民税の定額減税が行われますが、その際、定額減税し切れないと見込まれる方に対し、定額減税を補足する給付を行うものであります。

定額減税の内容といたしましては、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族一人につき4万円で、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度の住民税所得割から1万円が減税されますが、調整給付の対象者といたしましては、令和6年1月1日において本町に住民登録があり、所得税と住民税所得割の少なくとも一方を納めており、定額減税し切れないと見込まれる方が対象となります。

給付額につきましては、令和5年分の所得税額を基礎とする令和6年分推計所得税額または令和6年度分住民税所得割額が定額減税可能額を下回る者に対して、その下回る額の合算額を1万円単位で切上げた額を給付いたします。

一番下の定額減税補足給付金1億3,435万円は、支給対象者を3,500名と見込み、所要額を計上しております。

支給方法につきましては、先ほど御説明いたしました低所得者支援の給付事業と同様の流れであります。早期に支給ができるように進めてまいります。

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手

数料、業務等委託料は、給付金を支給するために必要な事務費となります。

下段の2項児童福祉費、3目児童措置費、1、児童手当支給事業費の増、業務等委託料、児童手当制度改正対応システム改修委託料22万円は、令和6年10月から改正予定の児童手当制度に係る改正対応システム改修について、国の改正プログラム仕様に変更が生じたため増額するものであります。

190、191ページになります。

2目予防費、1、感染等予防対策事業費の増、補助金、飲用井戸等整備事業補助金は、下水道未普及地区世帯の飲用井戸掘削等における井戸ポンプ及び配管等の設置工事に要する費用の2分の1、上限を100万円として補助する事業ですが、当初予算1件に対しまして4件の申請見込みがあることから、400万円を追加するものであります。

その下、予防接種事業費の増、4,016万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種実施に伴う接種委託料と予診票の印刷経費を予算措置いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、全額公費による接種が令和6年3月末で終了し、令和6年4月以降、個人の重症化を減らすことを目的とした定期接種B類に位置づけされたことから関連経費を補正するもので、対象者は、65歳以上及び60から64歳の内部疾患1、2級該当者となります。

接種回数は年度ごとに1回となっており、接種時期は、インフルエンザと同様に10月から年度末の3月までと考えています。

業務等委託料、個別予防接種委託料4,006万2,000円は、65歳以上の対象者のうち接種者を約50%、3,300と見込み、国が示す接種料1件当たり1万5,340円から自己負担額3,300

円を差し引いた金額を乗じて積算しています。

なお、今年度に限り、国からワクチン代に対する助成金として1件当たり8,300円が交付されることとなっております。

中段の6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、8、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金3,567万6,000円は、農林水産省の事業採択の割当内示を受ける見込みであることから、実施主体に対して間接補助を行うための予算措置になります。

事業内容は、種バレイショの安定供給対策、豆類の安定生産対策、労働負担軽減対策、持続的な生産流通体系の確立、てん菜から需要の高い作物への転換、以上の取組を推進する実施主体に対して、事業費の2分の1、あるいは定額を補助するもので、JAびほろほか農業2団体に補助金を交付いたします。

次に、9、麦・大豆生産技術向上事業補助金1億2,330万5,000円につきましても、農林水産省の間接補助であります。

国産の麦、大豆の生産性向上を図るため、排水対策技術の導入や土壌診断に基づく土づくり、最適な施肥の実施、新規作付などに取り組む農業者を支援するもので、実施主体となる美幌町農業再生協議会、農業1団体に対して、事業費の一定額が補助金として交付されます。

その下、10、産地生産基盤パワーアップ事業補助金4億790万円は、大きく二つの事業となります。

一つ目の事業は、麦、大豆の生産技術向上を図るため、農業技術の導入費用の2分の1以内を国が補助するもので、農林水産省の間接補助になります。

1団体目は、パワーハローとシードドリル各1台で、補助金額は345万円であります。

2団体目は、トラクター2台とサブソイ

ラ、パワーハロー、グレンドリル、ブロードキャスターを各1台で、補助金額は2,495万円でございます。

二つ目の事業は、麦・大豆ストックセンター整備事業で、実需者に対して国産麦、大豆を安定供給できる体制を構築することを目的として、豊作時に一定量を保管し、不作時に供給するためのストックセンターの整備に対し2分の1以内を国が補助するもので、同じく農林水産省の間接補助になります。

事業実施者は、コンソーシアムという共同事業体で、道内小麦生産者157名で構成する農業者、事業組合及び道外の実需者3団体で組織されており、補助金額は3億7,950万円です。

一番下、11、みどりの食料システム戦略推進交付金は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、国産水準の有機農業への転換を行う農業者が、持続的に有機農業を行うための取組を支援する事業で、同じく農林水産省の間接補助になります。

補助率は10アール当たり2万円、実施農家は一戸、面積は80アールで16万円を計上いたします。

下段の10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、2、学校教育振興事業費の増、10万1,000円につきましては、トレーニングセンター等耐震改修工事に伴い、教育相談室をマナビティーセンターへ一時移転するための電話回線切替えに係る修繕料及び手数料です。

192、193ページになります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、補助金、全道・全国競技大会開催補助金4万円は、7月14日、本町において開催の第16回北海道少年少女銃剣道大会開催に伴う補助金の計上になります。

次に、2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業費の増、2億1,159万1,000円は、債務負担

行為で御説明いたしましたトレーニングセンター及びスポーツセンター管理棟の耐震改修に係る予算計上です。

消耗品10万6,000円は、事務端末や電話の移転に要する経費です。

業務等委託料の1行目、トレーニングセンター等耐震改修工事監理1,212万3,000円は、耐震改修工事に係る監理業務委託料の増額です。

2行目のトレーニング運動器具等保管場所設置業務委託106万円は、改修工事期間中、アリーナの一角に運動器具を一時保管いたしますが、運動器具の重量により床を傷めないよう、ビニールシートとベニヤ板を使用して面積約350平米の広さの保管場所を設置するものです。

3行目のトレーニング運動器具等運搬業務委託53万9,000円は、高所作業車、機械器具、移動用機械により、運動器具を一時保管するアリーナまで移動するための委託料の計上です。

4行目のトレーニングセンター機械警備システム移設業務委託22万4,000円は、事務室の仮移転に伴い、施設の防犯管理のため、機械警備システムを一時アリーナ役員室に移設するための委託料の計上です。

5行目のトレーニングセンター電話線等移設業務委託10万円は、改修工事期間中、アリーナ役員室へ事務所を仮移設することから、移設経費を計上するものです。

工事請負費1億9,743万9,000円ですが、今回の耐震改修は、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3分割で工事を行います。

内容につきましては、後ほど参考資料により教育委員会から御説明をいたします。

12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、36万1,000円は、各種給付金支給事務に係る時間外勤務手当の追加になります。

2、会計年度任用職員給与支給事務費の

増、769万円は、職員の退職に伴う配置職員に欠員が生じたため、会計年度任用職員を3名任用するための経費を計上いたします。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書184、185ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,968万円は、歳出で御説明いたしました物価高における経済対策として実施する定額減税補足給付金給付事業をはじめとした各臨時特別給付金給付事業の財源として、事業費の全額が国から財源措置されるものであります。

2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金の増、22万円は、児童手当制度改正に伴うシステム改修で、国の仕様が変更になったことからシステム改修費用が増となったことによる補助金の増額です。

6目教育費国庫補助金、社会資本整備総合交付金2,400万2,000円は、トレセン等耐震改修工事に係る住宅・建築物安全ストック形成事業交付金の増額です。

次に、16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金5億6,704万1,000円は、歳出で御説明したとおり、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業、麦・大豆生産技術向上事業、産地生産基盤パワーアップ事業、みどりの食料システム戦略推進交付金事業に係る農林水産省の間接補助になります。

中段の18款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金5万円は、5月10日、美幌仏教団様から図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと、5万円の御寄附をいただいたものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,085万5,000円

は、今回の補正に係る財源として財政調整基金から繰入れいたします。

下段の21款諸収入、5項雑入、5目雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金2,739万円は、令和6年度に限り新型コロナワクチン定期接種費用の一部を補填するため、ワクチン生産体制等緊急整備基金の管理団体である一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターより助成されるもので、接種者見込数3,300件に対し、1件当たり8,300円が助成されるものであります。

22款町債につきましては、第3表、地方債で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第52号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 私から、議案書192、193ページ、10款、5項、2目体育施設費のトレーニングセンター等耐震改修工事に係る概要につきまして御説明を申し上げます。

このたびの工事は、トレーニングセンター耐震補強工事のほか、施設の経年劣化によるトイレのバリアフリー化や更衣室改修などを行うことにより、施設の安全性や機能の改善に加え、省エネ化を図るものでございます。

なお、改修工事に伴いまして、正面玄関から向かって右側部分の建物全てが、工事着工から約1年間利用できなくなります。

御利用いただいております皆様には、御不便をおかけいたしますが、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

では、具体的な内容につきまして参考資料で御説明させていただきますので、参考資料の81ページ、資料13をお開き願います。

左上に工事名を記載しております。

①の建築主体工事、②の電気設備工事、③の機械設備工事の3分割で工事を行います。

建築主体工事と電気設備工事は、本年度から来年度までの2か年工事、債務負担行為で取り進めてまいります。

機械設備工事につきましては、本年度末までの単年度工事となります。

また、工事内容につきましては、それぞれの工事名の右側に内容を記載しております。

建築主体工事は、トレーニング室の耐震補強をはじめ、屋上防水、トイレ・更衣室の改修、煙突撤去、玄関の風除室増築などとなります。

続いて、電気設備工事は、電灯、受変電設備、誘導支援、火災報知器設置などとなります。

続いて、機械設備工事は、衛生器具、給水給湯・排水暖房・換気の各設備となります。

財源内訳及び全体工事につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

また、耐震工事に係る工事監理業務委託としまして、各工事の監理業務を委託いたします。

なお、改修部分につきましては、赤枠で表示しておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上が工事の概要になります。

続きまして、参考資料82ページ、資料14をお開き願います。

こちらの資料につきましては、トレーニングセンターの改修工事に伴う事務室等の移転先の図面を表しております。

ページ左上に業務委託名を記載しております。

①の運動器具等保管場所設置委託につきましては、図面右側のスポーツセンターアリーナ東側に運動器具をはじめ、備品類などを保管するための費用となります。

次に、②の運動器具等運搬業務委託につ

きましては、図面左側にありますトレーニング室1階、2階から運動器具を搬出し、アリーナ東側に運搬するための費用となります。

次に、③の機械警備システム移設委託と④の電話線等移設委託につきましては、スポーツ振興課が入る部屋をアリーナ東側の部屋に移設するための費用となります。

なお、それぞれの委託費につきましては、記載のとおりでございます。

また、トレーニング室の運動機器の一部を図面右下に表示しました。

アリーナ東側の部屋に移設することで計画をしておりますが、使用面積に限りがありますので、全ての運動機器を設置できる状況にはございません。

このため、しゃきっとプラザ運動指導室にはないウエートトレーニング機器を中心に設置する予定であります。有酸素運動機器のランニングマシンやエアロバイクも数台設置することで準備をしております。

利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解をいただくことで周知を図ってまいります。

次に、アリーナは半面が使用可能となります。

既に、町内の各体育館の利用を含め、使用団体と調整済みであります。

最後に、図面には表示しておりませんが、教育相談室の事務室はマナビティーセンターへ、美幌町スポーツ協会の事務室は、隣接します職業訓練センターへそれぞれ移転いたします。

また、トイレにつきましては、職業訓練センター及びサニーセンターを御利用いただくこととなりますので申し添えます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

**○議長（戸澤義典）** これから質疑を行います。

8番藤原公一さん。

**○8番（藤原公一）** 2点ほど、教えてい

ただきたいところがあります。

ページ数、191ページ、6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、9の麦・大豆生産技術向上事業補助金の部分なのですけれど、まず、美幌町の麦・大豆の作付面積を教えてくださいと思います。

次に、192ページ、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増の補助金、全道・全国競技大会開催補助金4万円についてなのですけれども、まず、美幌における銃剣道の少年団員数、何人ぐらいの方が柔剣道というスポーツ少年団に所属しているか、人数を教えてくださいと思います。

あわせて、議案書には、全道・全国競技大会とあるのですけれども、多分、委員会で説明を受けた中には、全道大会に美幌町とあるので、今後、全国大会があるのかどうか。

また、その大会場所、引率者の補助金について、教えてくださいと思います。

この2点、お願いします。

**○議長（戸澤義典）** 農林政策課長。

**○農林政策課長（以頭隆志）** 美幌町の作付面積につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、後ほどお伝えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**○議長（戸澤義典）** 8番藤原公一さん。

**○8番（藤原公一）** 作付面積が分からないのに、この補助金をどのように算出したのかという疑問が残るので、ぜひ、これは答弁していただきたいと思います。

**○議長（戸澤義典）** 先に、192ページの全国大会の答弁からお願いします。

スポーツ振興課長。

**○スポーツ振興課長（弓山 俊）** 藤原議員の質問にお答えします。

美幌柔剣道スポーツ少年団には現在、中学生が3名所属しており、その3名が出場予定となっております。

全国大会の開催であります。美幌町では、全道大会の開催を7月に予定しております。その後の全国大会は、東京で開催される予定とされているところでありますので、よろしく願いいたします。

現在、全国大会の出場要領だとか、こちらに情報はまだ入っていない状況であります。

銃剣道少年団から、全国大会に出場する枠で補助金の申請がある場合は、指導者と参加選手の補助をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 農林政策課長。

○農林政策課長（以頭隆志） 大変失礼いたしました。

麦につきましては、美幌町全体で2,645ヘクタールでございます。

豆につきましては、428ヘクタールでございます。

先ほど、積算の根拠というところでしたが、排水対策技術の導入または土壌診断、麦の種類に応じた適切な施肥、新規作付ということで、それぞれの種類で取組面積がございまして、それに対する単価を掛けて今回の金額になってございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 193ページのトレーニングセンター改修工事、これに絡んで、結果は誰に聞いた方がいいのか分からないのですが、ちょっと昔を振り返ります。

そのしゃきっとプラザの二階にある、正式名は何て言いましたか。トレーニングするところ。

当時、広島民生部長時代、方針転換ということも含めて、祭日、日曜日、しゃきっとプラザを休みにしたいと。

ひいては利用者、極端に言えば、今までは年がら年中やっていたので、祭日、日曜日は休みたいと。

そこで、知恵として、スポーツセンターをしゃきっとプラザが休みのときには使わせたいという提案があったのですよ。

そのときは、本来、年がら年中、健康増進のためにオープンするという約束でやったのですよねということで、結果的に没になりました。

今回は、本当に申し訳ないけれども、私は逆のことをお聞きしたい。

というのは、今回、トレーニングセンターの工事が期間的に長期なものですから、体育館のほうへ移設云々と言っていますが、私は十分でないと思う。

しからば、知恵として、過去に民生部長が言った逆の手、スポーツセンターの利用者にその期間中、しゃきっとプラザのあれも利用したらいいよと、利用できますよという考え方は持てないのかということをお聞かせ願いたいのですよ。

ちまたでは、利用者が不安がっております。

トレーニングと健康維持は微妙に違いますが、器具という共通面もありますので、使えるものがあるなら、場所があるなら使わせたいほうがよろしいのではないかと。

行政というのは、町民のためのことを思っているわけですから、そのようなお考えはないのかお聞かせ願いたい。

これは1回でやめたいものですから、副町長どうですかね。

○議長（戸澤義典） 吉住議員、現在の年間利用券か何か、そのような券の話でよろしいのでしょうか。

トレーニングセンターで使える券をしゃきっとプラザで使えないのか、そのような趣旨の質問でよろしいですか。

○10番（吉住博幸） 2通りあります。

というのは、期間が長いものですから、買っている人、少なからず利用券をもう持っている人がトレーニング、期間中はしゃきっとプラザも使える仕組みはできないのかというお尋ねです。

○議長（戸澤義典） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明） 御答弁申し上げます。

結論から申し上げますと、基本的には、相互利用は考えていないということになります。

私どもにも、主に筋トレというのでしょうか、ウエートマシンを使われている方、何名かから、心配されて御相談等に来られていました。

そこでいろいろと考え、しゃきっとプラザにそのような機器が入らないかどうか確認したのですけれども、スペースがないということでした。

しからば、しゃきっとプラザにはない、主にウエートトレーニング機器を何とかスポーツセンターの施設内で完結したいということで、このたび、アリーナの東側に数台置かせていただきます。

あわせて、数に限りはありますけれども、いわゆる有酸素運動となりますトレーニングマシンですとか、エアロバイクも置かせていただきたいと思っております。

いろいろ利用状況を確認しますと、それぞれいっぱいいっぱい使われていますので、両方使うとなると、ルールづくりとかもなかなか難しいものがあります。

ですから、基本的には、確実に有酸素運動をやりたいという方は、しゃきっとプラザを御利用いただければという思いであります。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 本当は、町長がいたら町長に聞きたいぐらいなのですよ、申し訳ないけれど。

美幌町というのは、少なくとも町民のために存続していると、私は思っています。

そこが特別に、工事期間中ですよ。そのしゃきっとプラザの何室でしたっけ、ごめんなさい、失念しています。

いや、言わんとすることは分かっています

すけれど、特別、準備のために何かをして、さらに足してあげてと言っているのではないのですよ。

あるがままの形で、スポーツセンターで不自由を感じている人がいるならば、あるがままのしゃきっとプラザの場所を貸すというのは、何も理不尽なことではないと思うのです。

むしろ喜んで、スポーツセンターの修繕が終わった後でも、しゃきっとプラザの施設もいいなど、そのような売り込みと言ったら悪いですが、経験させると言ったら語弊がありますが、経験をしていただくことによって、全体として健康維持にもなり筋トレにもなる。筋トレは筋トレです。健康という枠を超えて。

だから、最初に申し上げたのは、民生部長だった広島さんが、その年間維持費を安くするために、日曜日という思いがあって、スポーツセンターを使わせるぐらいの判断をした、その場面も思い出していただきたいのですよ。人はそのような知恵を。

わざわざつくれと言っているのではないのですよ。しゃきっとプラザの中で、スポーツセンターのトレーニング室のそっくりそのまま物を用意したり、余分にやれと言っているのではないのです。

あるがままの姿で使わせることが、そこまで難しいことなのか。

だから、議会というのは、町長がいなかったら進まないのですよ。

これは、政治的判断を求めることで、悪いけれど、部長の答えが収まらないぐらいの気持ちで僕はいるのです。

これ以上やると、質疑なのか一般質問なのか。

ただ、私も本来は、このことで部局の説明があって、一般質問という形で出したかったのですが、議員仲間から「思いは伝わっているはずだから。質問をすると吉住は長くなるから、その辺の知恵は役場だって絞るでしょう」と、そのようなことで一般

質問をやめた経緯があるのです。

だから皆さん、ある物を利用する程度のことですから。

これ以上はやめときます。

副町長、この答えが今、出ないとしても、改めて9月に一般質問させてもらいますから、知恵を絞りませんか。

終わり。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） 今の吉住議員からの質問でございますけれども、こちらについては、教育委員会と所管する福祉部に協議の内容を確認してはおりませんが、今言ったような課題というか、料金体系が違う部分だとかがありますので、その辺の取扱いを含めて。

使えるときに使うことは、利用者の支障がない、それぞれの施設に支障がなければ問題ないと思うのですけれども、そのような調整だとかが今後、必要になる部分があると思いますので、その部分を含めて今後、調整をしていきたいと思っております。

今この場で、できるできないを回答できませんけれども、今それぞれ使っている利用者、施設の支障がない範囲で利用することの協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 申し上げます。

私が前もって言っているのは、当時の広島民生部長が、今、副町長が言ったように会計の仕組みが違う、それを超えて逆に、行政が提案したのですよ。

その点、行政としては、しっかり認識し直さないと駄目だ。

いいですか。むしろ行政が、会計は違うけれど、そのようなことで経費の削減も含めて。

今言っているのは経費のことではないけれど、そのときは、その前例を忘れては駄

目だということを私は申し上げたい。

ぜひ、しっかりした判断を下していただきたいことを言ってやめます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第52号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

午後2時20分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員